

一般社団法人 日本脳神経外科学会近畿 支部代議員選任細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人 日本脳神経外科学会近畿（以下、「この法人」という）の定款第4章第12条に基づく支部代議員選任に関し必要な事項を定める。

(選任方法)

第2条 支部代議員は、一般社団法人日本脳神経外科学会近畿支部に所属する一般社団法人日本脳神経外科学会代議員とする。

2. 支部代議員とこの法人の理事は相互に兼ねることができない。
3. 支部代議員がその任期途中で退任する等により欠員が生じた場合は、一般社団法人日本脳神経外科学会代議員補欠より選出する。

(細則の変更)

第3条 本細則の改正は、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

1. この細則は平成31年4月6日から施行する。